アドルフ・ワグナーの均衡予算論

早 見 弘

I

均衡財政または財政の客観性を保障する予算の均衡は、ケインズ派財政経済理論の擡頭いらいその意味を失つてきたようにみえる。しかし Fiscal Policyが提案する財政収支の弾力的操作による有効需要の拡大あるいは抑制が、根本的には第一次世界大戦以後における経済体制の変化を反映した景気政策としての意味をもつものであるにせよ、他面において既存の財政機構または予算制度を軽視した理想主義主張でありあるいは非現実的な所説であるという批判も生れている。本稿においては伝統的な均衡予算のテーゼに対してむけられたケインズ派財政理論の批判を意識しつつ、なを現実的には破られそうもない均衡予算論を、正統派財政学なかんずくその近代的完成者といわれる Adolf Wagner (1835~1917) の所説について検討してみたい。

均衡予算という問題はたんに予算編成の技術的な問題であるのみでなく,国民経済における財政のあり方についての論議にほかならない。したがつてワグナーが「財政経済の秩序」として取扱つた主題が当然均衡予算論としての意味ともちうるであろう。J. Burkhead によれば「均衡予算」の概念は必ずしも明確な内容をもたず,その論議は公債の発行をめぐつて争われてきたことが指摘されている。たしかに公債発行の是非は均衡予算についての,また財政の国

⁽¹⁾ G. Colm; Essays in Public Finance and Fiscal Policy. 1955 p. 8. 木村. 大川. 佐藤共訳「財政と景気政策」p. 12.

J. Burkhead; Government Budgeting 1956 p. 445 ff.

⁽²⁾ A. Wagner; Finanzwissenschaft Bd. I., 3 Aufl. 1883 SS. 130—335. derselbe; Die Ordnung der Finanzwirtschaft und der Öffentliche Kredit 1891 (Schönberg herausg.; Handbuch der politischen Oekonomie Bd. III S. 527 ff.)

⁽³⁾ Burkhead; ibid. p. 430.

民経済に及ばす実質的効果にかんする問題である。しかしワグナーが法律的・ 財政技術的形式をとると指摘する予算の形式的均衡,それを保障する予算制度 上の均衡の意味も忘れてはならぬところであろう。もとより実質的な均衡を保 障する理論がより多く財政学的性格をもつことは後述するところであるが、財 政学における制度的見解への顧慮は、伝統的均衡予算の命題を非現実的ならし めないためにも、またワグナー的取扱いに対する正統性のためにも当然払われ なければならないところである。それゆえ以下において制度的な均衡の問題を のべ、ついで実質的均衡を検討する。

ワグナーによれば「予算は公共体家計における将来期間の貨幣または貨幣価 値での予測的収入および支出、およびそれによつて生じた収支金額の対照につ いて、一定の通常程度の差はあれ体系的秩序をもつた概観である。」予算概念 についてのこのような規定は現在においても異論はない。予算は事後における 収支の決算と異り,事前に予想された収支の計画案であること,貨幣表示を伴 う収支の間に均衡が考慮されていること,政治団体の政治的 • 経済的基礎づけ を目指す点で、私的な企業および家計の経済計画案と異ること、この三点が予 算概念を規定する要点といえよう。このように規定された予算はつぎのような 目的をもつ。「第一に公共団体家計における形式的・実質的秩序の維持という 課題を果すために、技術的補助手段を営み、来るべき家計処理にあたつて経費 を収入によつて充分に調達するための計画的配慮を与えること。第二に 公共団体の経費支出が国民経済の負担によつて支出される限り、予算は国民と 国民経済の給付能力に比例した公共団体の総支出額を明確にする。第三に予算 はそれぞれの収入項目とその構成部分相互の関聯について、また純収入と粗収 入の関係について財政制度の技術的経済的判断を与えるための基礎資料を与え る。」この第三の目的は、予算の分析と利用に関する事項であつて、とくに予 算の目的と考える必要はなかろう。

⁽⁴⁾ Wagner; FW. Bd. I. S. 221.

⁽⁵⁾ derselbe; FW. Bd. I. SS. 221-2.

ワグナーの以上に述べたような予算の目的はその後の経済体制の変遷、なかんずく国家的「干渉主義」の発展に照応して、経済政策的目的をも附加するに至つた。しかし F. Neumark も述べるごとく新しい経済政策的な予算の目的も、ワグナーが規定し、またノイマルクも第一に挙げる公共団体の家計的均衡の枠内において示されるにすぎない。すなわち経済政策は予算の計画的編成をその一構成要素として含んだ経済全体の秩序化であり、逆に云えば予算はあくまで経済政策の一環として機能するにすぎず、予算の目的とする財政収支の家計的均衡の維持が今日においてもその主導的地位をゆづるものではない。

しかしひるがえつて財政収支の家計的均衡、したがつて経済主体としての財 政の性格を「家計的」と名づけることには、多くの問題を含む。従来財政を経 済秩序すなわち生産と消費の永続的調和のうちに位置づけてみる場合、財政は 個別経済として家計=消費単位としての性格をより多くもつものとされた。他 方において租税国家の歴史的・理念的構成によつて、国家はその収入の基礎を 財政高権に基く強制獲得としての租税に求め、自ら利用しうる財産を有せず、 専ら国民経済に寄生する経済にほかならぬと規定することは、財政の消費的= 家計的性格を資本主義体制のもとにおいて決定するものであつた。これに対し てワグナーその他のドイツ財政学者は、国家給付の生産性を強調し、国防・文 化・厚生の維持向上をすぐれて生産なるものであると述べる。この生産の概念 が無形財の生産(J. B. Say)という規定を借りたものであるにせよ、プロイ セン国家をも財のうちに含めたワグナーの財政の生産的性格づけと、財政の家 計的性格とは相対立する見解と云えるであろう。この説明は後述することとし て、財政が生産的であるとするにもかかわらずなをワグナーの予算概念の規定 および予算の目的は、財政収支の家計的均衡を目標としたものであるというこ とができる。

この家計的均衡の維持を目的とした予算の具体的目標は, 支出に対する収入

⁽⁶⁾ F. Neumark; Theorie und Praxis der Budgetgestaltung, Handbuch der Finanzwissenschaft. 1952 Bd. I. S. 559. 因みに Neumark のあげる予算の機能は, (1)財政政策的機能, (2)政治的機能, (3)立法的機能, (4)経済政策的機能の四つである。

⁽⁷⁾ Wagner; FW. Bd. I. S. 3.

の不足を避け、また支出に対する収入の剰余を極力回避することを要求するものであった。ただ収入の財政年度経過中における一時的不足はあえて憂慮するにあたらない。大蔵省証券の発行により、あるいは国庫余裕金の一時的使用によって金融されうる。しかし真の意味の歳計不足はいかなる場合にも避けなければならぬものとされる。これを保障するものは予算制度における諸規定および予算制度を財政学的原理として支えている予算原則にほかならない。形成的秩序といい形式的均衡というのも内容はこれに他ならぬであろう。

予算制度は、会計年度独立の原則(予算の時間的限定性の原則)にしたがつて、当該年度の支出はその年度の収入によつて賄わなければならぬことを規定する。わが国の例について云えば歳出予算の繰越および過年度支出についての例外はもとより存在する。財政収支の対照は予算統一性の原則にしたがつて収入と支出をそれぞれ全体として一括したうえで考慮される。予算が貨幣表示を伴うものである以上、歳出予算と歳入予算は総額において一致していなければならない。予算の形式的均衡は収支の同額を目的とするとも云えるのであるが、実際には収支が同額である場合のみでなく、収入があらかじめ支出を超過して予算に計上された場合も含めている。

形式的均衡における問題は、歳出予算と歳入予算に区別して考えられる。まず歳出予算についていえば、予備費があげられよう。歳出予算は歳入予算と異って、計上された経費金額の範囲内で国家公共団体はその支出の権限をもつ。しかし予備費は法令などにおける「予算の範囲内において」あるいは「予算の定むるところにより」という規定における予算のうちには含まれない。もともと予備費は予見し難い歳出予算の不足にあてられるため設けられたものであって、予備費として支出されるのではなく、これを使用する場合には別途に新し

⁽⁸⁾ cf. derselbe; Schönbergs HB. d. p. O. S. 533.

⁽⁹⁾ 予算制度を決算まで含むと解すれば、収支金額の不一致は、必然的に発生する。 しかし当初予算においては一致して提出されることが最近の例である。また、特別 会計では不均衡で提出されるものもある。

⁽¹⁰⁾ たとえば「超均衡予算」といわれた昭和24年度予算においては一般会計は、歳入7,413 億円歳出7,410 億円であつた。大正の中期に第一次大戦の好景気をうけて、歳入が歳出を超過する予算が組まれた例もある。したがつて第一次大戦終了後大正年間は年々の歳計剰余金は5億円を上まわつたといわれる。(大蔵省昭和財政史編集室編「昭和財政史」第三巻歳計 p. 43 参照)

い予算の編成すなわち組織別,科目区に区分した所要経費の配分を必要とする。このうえではじめて予算と同一に扱われる。したがつて予算の質的,量的限定性の原則からみれば,具体的な使途未決定の経費であることにほかならず,予備費を計上した年度の予算は,形式的均衡においても均衡の内容を不決定にするであろう。したがつて予備費に対応した歳入金額もまた収支の均衡の内容を不決定にし,歳出予算未使用残高を別とすれば,均衡の下限は確定しがたいといわねばならぬ。

これに対して歳入予算は,歳出予算より事前的計画案の意味を濃厚にする。すなわち歳入予算は各国において租税・手数料収入・官業財産収入等につきそれぞれ独立の法律によつて,徴収されるであろうと予想する収入金額を示している。歳入金額の計上には前年度実績を基礎とするもの,三年ないし五年の歳入実績を平均する方法および直接推計法とがありそれらを相互に勘案して計上するといわれるが,いづれにせよ,予算額との完全な一致は期待できず,したがつて予算の形式的均衡はますます形式性を強める。ところが歳入予算において確定した金額が一つある。わが国一般会計予算における「前年度剰余金受入」がそれにほかならない。この金額は,さきに述べた会計年度独立の原則から云えば今年度の収入ではないという意味において違反していることになるであろう。しかし予算の均衡を果すためには「前年度剰余金の受入れという当該年度の新たな収入となると見るのが妥当であろう」という解釈が必要となる。

予算の形式的均衡したがつて年度間における収支の同額を維持しようとすれば,予算の均衡は歳入金額の変動に強く依存せざるを得ない。税制の改革は歳入の変動に応じて瞬時に望むべくもない。不況期においては,一般に財政収入は減少する。この場合とるべき手段はワグナーにおいても「経費の節約」であった。好況時において財政収入の増加をみれば,歳出増額を要求する立法措置を講じ,当初予算より拡大した規模となりうる。このような形式的均衡維持の操作,これとそフィスカル・ポリシーが強く批判するものであつた。不況局面における経費の削減はかえつてデフレ・ギャップを拡大し、好況局面における

⁽¹¹⁾ cf. Burkhead; ibid. p. 379 ff.

⁽¹²⁾ 河野一之; 予算制度 昭和30年 p. 15.

経費の増額はインフレ・ギャップを逆に拡大する。均衡すべきは予算ではなく て国民経済であるというのがその主張であつた。このことが果されるのは政治 の経済学的転換によつてであろう。ともあれ予算の形式的均衡はそれ自体法的 強制力をもつて果されねばならぬのが財政制度の根本的要請となつている。

以上述べてきたところは収支総額についてのバランスであつて、経費の内容・収入の性格について問うところがなかつた。予算の形式的均衡を維持するためには、どのような理論的要請がなければならないであろうか。ワグナー的立場における予算の均衡は、形式的意味においてはその反面しか伝えていない。

予算が政治団体の政治的・経済的基礎を与えることはすでにのべたところである。ワグナーにおける国家公共体の組織原理は,強制共同経済の構成に基くものであつた。強制共同経済は人間欲望の類型においては共同欲望を基礎とし、共同欲望の充足のために国家は、「大人が子供を世話する様に」独自の目的をもつて共同経済を克服する任務をもつ。そのために必要な経済的基礎を扱うものが財政であり、それを保障するものが予算に外ならない。予算に与えられた実質的な均衡を取扱う場合、形式的均衡がより法律的、技術的な性格をもつのに対して、ここではより財政学的な、財政政策的原理が問題となる、とワグナーは云う。ワグナーのこのような主張は決して陳腐なることではない。官房学的伝統の支配するドイツ財政学の流れにあつて、「財政学を国家のまた強制共同経済組織一般の国民経済的理論と関聯して取扱うことが、私のとくに努力したところであつた」と述べたことは、彼の師 K. H. Rau の経済学の三分野一国民経済学、経済政策および財政学一の確立に、新しい光を投ずるものであった。より財政学的な、したがつてワグナーにおける国民経済学との関聯をもつ

⁽¹³⁾ Wagner; Grundlegung der politischen Oekonomie 1893. S. 773 u. S. 828 ff. ワグナーは、国民経済の組織原理を、個人主義的組織・強制共同経済的組織と慈善的組織に分け、とくに第一・第二の原理の歴史的組合せをとく。ワグナーの財政組織論については、丸山泰男「国家財政の構造理論」(小樽経専「社会経済研究」昭和21年6月号)参照

⁽¹⁴⁾ derselbe; FW. Bd. I. S. 61.

た,財政の実質的秩序における主命題は,形式的均衡の命題と同じく,財政収支の均衡にほかならぬ。財政収支の均衡はすなわち財政の家計的均衡をさすものであり,経費に対して収入の不足,また使用されざる,無目的な歳計剰余を出来るかぎり避けることを財政政策的要請とするものであつた。

ワグナーにおいては、かかる財政政策の最高の原則が「出ずるを量つて入る を制する」ことによつて与えられている。量出制入の原則、すなわち国家の収 入は経費額の確定したのちに決定される,またされねばならぬということは, 財政収支の均衡を目的とした予算編成における方法に関する原則と解されねば ならない。量出制入の原則は,しばしば財政と私経済との相異を決定する財政 の特色とみなされてきた。収支適合の様式として、私経済は量入制出をもつて これと対比される。しかしワグナーは財政の性格として(1)個別経済であるこ と、②国家給付が無形的でありかつ価格をもつて販売されえぬこと、③国家は 無限に継続しうること、49国家の財政高権すなわち国民に対する規制と、強制 獲得が優先すること、をあげ、量出制入をもつて特に挙証していない。このよ うなワグナーの財政の性格づけには、各々について反論がある。しかし財政の 性格の挙証には何を説明の目的としていたかが問われねばならぬであろう。だ がここでの問題は量出制入の原則にほかならない。今日この原則を主張するも のは、極端な国家主義者を除いてはいないといつてよい。ワグナーにおいても 財政収支の均衡を目的とする限り,支出と収入との対応は常に意識されたと解 しうるものであつて、予算の概念において「国民および国民経済の給付能力に比 例した公共団体の総支出額を明らかにする」とのべたことは,決して量出制入 の原則の独走を許すものではないといわなくてはならない。ただこの原則が意 義をもつのは財政収支の均衡を目的とした予算編成上の手段あるいは手続きと して、現在においても認められるところにある。

収支適合の基本的順則にしたがつて, ワグナーの予算均衡論はいかなる形態をとるであろうか。ここで結論を先にのべれば「経常費は経常収入をもつて支 弁し, 臨時費は臨時収入をもつて支弁すべきである。出来うれば臨時収入の一

⁽¹⁵⁾ derselbe; FW. Bd. I. SS. 9-16.

⁽¹⁶⁾ 井藤半弥;「財政学」(四訂版)昭和31年, p. 26.

部をも経常収入によって支弁することが望ましい」といいうるであろう。しか しここで経常費・臨時費および経常収入・臨時収入についての規定を顧みなけ ればワグナーの云う予算均衡の実質にはふれえないであろう。

ここに経常費と臨時費の区分について、ワグナーによれば三つの基準が用い られているという。第一には財政需要発生の時間による区別であつて、国家生 活の規則的経過において年々あるいは一定の期間性をもつて発生する経費、し たがつて前以て決定しうる経費を経常費というのに対して、臨時費は特殊なる 事態にとえば戦争・緊急事態などのために、全く予測しえないか少くともその 額を予測しえない経費をいう。この時間的な財政需要の区別によつてみれば, 永続的でかつ変動の少い収入を経常費にあて、後者には毎年少額ながら件数の 多い緊急事態が発生することにそなえて、一定額の予備費を計上し、また大蔵 省証券の発行をもつて臨時費を支弁すべきであるという。第二の区別は、経費 が目的とする効果の継続要因による区別である。ここで経常費とは公共家計に おいて、期間的規則的な流動資本を供給すること、すなわち生産(財政)期間 内に最終的に国家的生産過程に添加され、そのすべての価値を生産された財貨 (国家給付) に移転し、このため年々同一の金額を繰返し支出して行う財貨消 費をいう。この一度支出した財政需要の効果は「公共給付」の生産物として消 費され、また一部は将来に永続した効果を及ぼすこともある。しかし年々の財 政期間でとに、本質的には同一の公共用役を、同じ様式、同じ範囲で必要とす る、国家が雇用する労働者への賃銀、直接的な財貨需要および国債利子が 含まれる。これに対して臨時費は期間的ではなく,時々巨額にのぼる経費をさ し,その効果が当該財政期間経過後に残る経費をいう。臨時費の永続的効果を ワグナーは更に、将来国家にとつて収入をもたらすか否かにつき二分す る。まず臨時費支出が永続的収益を与え、国家が固定資本を施設したと同じも のとみ、国家的生産力の上昇を生ずるものとして、(4)私経済的投資、すなわち 国家が私経済と同じく収入獲得のために行う公企業の改良と収益を増加するた めに経費を支出し、純収益の増加あるいは公企業の利子費用と経営費用が投資 より得られた収入によつて賄われるものをいう。例えば、鉄道の国有化 ー1884~85年のプロイセンにおいて鉄道収入は全収入予算の約50%を占めてい た――のための費用,森林経営・鉱山・郵便・電信事業など。四国家経済的投 資、すなわち個有の国家的の遂行のために必要な一定の国家施設および官庁 を建てあるいは改善するための経費であつて、これは固定的な国家の資本 として、実際に永続的収益の基礎をきづき、繰返して必要となる経費ではあ るがより大きな国家の給付能力を形成するものをいう。これに地租徴収のため の土地台帳の作製、国道網の整備、行政・司法改革の実施、陸海軍の改革、新 兵器の採用などが含まれる。いま一つ臨時費に属するものとして. 戦費あるい は国内不安を鎮圧しあるいは災害を復旧するための経費があげられる。これら の経費は固定的な国家の資本となるものではなく全国民経済にとつて財貨と人 力の巨大な消耗のみしかもたらさず、財政的観点からは資本損失として取扱わ ねばならない。ワグナーによる予算の均衡の理論的説明はこの第二の経費の効 果による区別によつて支柱を与えられる。経常費と臨時費を区別する第三の 基準は法律によるものである。ここで経常費は議会あるいは等族(Stände)に よつて一回しか協賛をうけないが継続的に支出すべきものと認められた経費 であるか,あるいは長期間にわたり協賛をうけてきた安定的な経費をさし,こ れに対して臨時費は年々新しく協賛をうけなければならぬ変動的経費をさす。 たとえば英国の予算における既定費と議定費にみるごとき区別である。

ワグナーは以上三つの経常費・臨時費の区別を示したほかに,国家目的から経費を分類する。彼は,国家の本質的な目的として,司法および権力目的と,文化および厚生目的とをあげ,この二つの目的を果す手段として,憲法上の最高指導と,これに物的手段を与える財政行政が加わる。近代国家においては,以下のごとき経費の組織または財政需要の組織が生れ(18) る。

- (1) 憲法的最高指導のための経費 (元首・共和国・議会・内閣その他の最高機関)
- (2) 法および権力目的遂行のための経費(司法・保安警察・外交・および

⁽¹⁷⁾ Wagner; FW. Bd. I. S. VI.

⁽¹⁸⁾ derselbe; FW. Bd. I. SS. 401~470.

軍備)

- (3) 文化および厚生目的遂行のための経費(警察・経済行政・教育をのぞく狭義の内政・経済行政・および教育)
- (4) 財務費(徴税費・国有財産の行政・経営費・および国債元利費) ワグナー経費論の特色は、予防主義の優越をとき、警察・軍備・外交に要する費用も、これなかりせば、国民経済に損失を与えるいみにおいて、「すぐれて生産的」(FW. I. S. 418) と規定したことにある。

以上のような経常費・臨時費の区別、なかんずく第二の経費支出の経済的効 果を基準とするものが、ワグナーの均衡予算論にとつて重要である。これに対 して財政収入についても経常収入と臨時収入とを区別する。収入側面について はワグナーは時間による区別しかあげていない。すなわち経常収入は期間ごと に規則的に繰返して収入となるものをいい、臨時収入はこのような期間的反復 を繰返さない収入をさす。前者には国家がもつ私経済的企業の収入、および 租税が含まれ、後者には国有財産売却による収入および国債、借入金による収 入が含まれる。このうちで近代国家の収入として最も大きな比重を占めるよう。 になつたのは云うまでもなく租税収入と国債発行による収入である。国家の私 経済的収入これにつぎ、国有財産の売却によるものは領邦国家以来より極度の 減少をみた。もとより租税には直接税・間接税その他幾種かの分類も可能であ る。しかし財政の均衡をいかにしてはかるかという財政政策の第一問題として は,租税体系および著名なワグナーの租税原則は副次的問題として取扱われる であろう。ただ国家により規則的な収入であるか否かは,国家経費を支弁する ものとして重要な意味をもつ。ワグナーの財政均衡論あるいは経費調達論はか れ以前の論者が「租税か公債か」という問題で争つたとき,それらが調達すべ き経費の分析が欠けていた、または少くとも体系的ではなかつたということが できるであろう。

しからば以上のでとき財政収入・支出の区別を用いて財政の均衡はいかにしてなされるか。先にのべたように経常費は経常収入によつて賄うべきである。なぜなら国家はその課題とする国家活動の充足のために国民経済より財貨を徴収し、国家機構の中で加工する。そこで得られた「生産物」すなわち国家給付

は、異つた継続時間をもつ。ところが経常的財政需要はその効果において同 じ財政期間内に消費されてしまうため、年々補充してゆかねばならない。この ため年々繰返して規則的な収入となる租税をこれに充当しなければならないと とになる。ワグナーのいう経常収入→経常費の関聯は当初の概念規定からみて 当然のことであつた。国家給付がこの場合消費的あるいは移転的形態をとるこ とは明であるが、ワグナーはこの過程に流動資本の供給および生産期間という 概念を類推したことに注目されねばならない。経常費支出と経常収入の徴収 は、それ自体としてみれば、財政を通り抜け勘定とする貨幣の循環にほかなら ない。財政が国民経済に寄生し、消費者家計と同一の地位を与えられるのはこ の循環が同一規模、同一の経費内容であるためである。ワグナーが流動資本の 供給とこの過程をなづけたとしても、その供給には手形割引を行う必要はない し、供給者である国家に利子収入をもたらすこともない。財政は経常費→経常 収入の関係を現金をもつて媒介しているにすぎない。さらにワグナーはこの関 係に「租税再生産力説」を認めようとする。国家給付が国民の担税力を生み、 それが国家給付の再生産を可能にするという考えは、ワグナー、シユタインの 主張するごとく簡単に論証することはできない。もともと国家給付がいかなる 価値を生ずるかということは、国家目的あるいは強制共同経済そのものを価値 づけなければならない。ただ少くとも国家の介入によらなければ、共同欲望は 満されず、恐らく国民生活は現在より不便な事態が生ずるであろうという意味 において、国家給付の価値生産性を帰属せしめるほかはないのではなかろう か。経常費=経常収入の対応と,租税の再生産力とはこのように,別な視点に 与えなければならない。

臨時費と臨時収入の対応はいま少し考慮を要する。臨時収入なかんずく公債をもつて国家需要を支弁することの意義は、ワグナーもいうごとく Karl Dietzel が主張したところであつたが、しかしディーツェルの主張はいかなる臨時的財政需要を、いかなる資金源泉を対象として発行する公債によるべきか

⁽¹⁹⁾ derselbe; FW. Bd. I. SS. 148-9.

⁽²⁰⁾ derselbe; FW. Bd. I. S. 151.

という論証でワグナーと別れる。さきに示したごとく臨時費には私経済的投資・国家経済的投資および戦費・災害などの個有の臨時的財政需要があつた。 これに対して公債応募の資金源泉をワグナーは三つに区別する。(1)国内の自由 資本,すなわち特定の投下目的をもたず,資金投下の相対的有利性にしたがつ て動く資本,(2)外国資本,(3)現在生産に投下されている資本これである。いわ ば公債の発行地からみれば内債と外債にあたり,内債には遊休資本と稼動資本 に源泉を求めるものに分れる。

いま臨時費の種類から公債による国民経済的効果を考えれば、私経済的投資の支弁については、そのすべてを公債で賄うべきであるという。私経済的投資は他の条件にして等しき限り、財政収入の増大を招来するものであり、その効果は投資の一度限りに対して、永続的収益をあげることができ公債発行による国家負担は充分償いうるものであるからである。国家経済的投資は将来に国家給付を永続して国民に供給するといつても、将来いかほどの国家収入の増加となるかは確定しがたい。したがつて国家経済的投資を賄うには、一部経常収入によった方が好ましいといえるし、各国においても年々少額なりとも経常収入をもつて支弁している実践的経験がこれを保障する。戦費・災害などの個有の臨時費についてはできる限り租税収入をもつて支弁すべきである。戦争・災害による経費支出は資本損失と考えらるべきものであつて、将来における収入の増大または国家経費の削減を来さないことは明である。ただその経費が巨額に達し租税収入に期待しがたいものがある場合は止むをえない処理として公債収入によらざるを得ない。しかしその効果からみて、租税収入をもつて支弁すべきであることは云うまでもないところである。

他方公債発行によって吸収される資金源泉からみればどうか。ディーツセルは公債による国内自由資本の吸収に力点をおくが、金融市場の発達した今日、投下した資金の相対的有利性を求めて変動するこの自由資本に頼ることの実際的効果は公債利子率いかんによっても必ずしも期待しがたいものがある。これに対してワグナーが賛成を惜しまないのは、外債である。外債募集は募集

⁽²¹⁾ W. F. ステットナー; カール・ディーツェルの公共支出論と公債論 (「所得・ 雇傭および公共政策」下巻 p. 69 ff.) 参照。

地の金融事情に依存するところが大きいが、しかし国内における外国資本の効果は、国内資本を奪うことなくして国内の事業を拡張することができる。その・うえ国際的金利較差の緩和を招来し、かりに政治的従属性をまねいたとしても、今日では相互的に国家の依存性を増し、かえつて平和保障の一因ともなるであろう。外国に対して負担せねばならない公債償還および利子負担は、国内資本の吸収による生産力の破壊、国民所得の減少に比せばきわめて軽微といえるものであるし、外債による投資の利益は、償還費・利子費をはるかに超えるものがあるという。つぎの国内において稼動中の資本を公債によつて国家の手に移すことは最も回避しなければならぬ。ワグナーはこの第三の場合の金融的機構を述べていないが、いわゆる中央銀行引受けによる通貨創出によるものと考えてよかろう。従来批難されてきたのはこの種の公債であつた。ワグナーもまたこの公債には反対する。

ワグナーは、資金源泉よりみた公債とは別に以下のでとき公債を大別す (23) る。

- (1) 行政法的区别——行政公債•財政公債
- (2) 財政技術的区別——流動公債・確定公債・強制通用力をもつ不換紙 幣

ワグナーが経費調達にあたつて公債によるべき場合は以上のようにきわめて制限されていた。公債発行についての要点は,ワグナーによれば公債使用の目的と,将来の財政支出の軽減となるか,収入の増大をもたらすかいかんにかかっていたといえよう。そして臨時費の種類からみても国家信用の利用は私経済的投資にのみ認められその他は租税収入による国家家計的均衡維持の有利性があげられている。しかしその制限は経常収入をもつてすべての国家需要を賄うべきだとする極端なものではない。公債使用目的に生産公債と不生産公債とに分けられるとすれば,生産公債はワグナーにおいてもまた認められていたということができよう。

W

²² Wagner; FW. Bd. I. SS. 160-69.

⁽²³⁾ derseble; Schönbergs HB. d. p. O. Bd. S. 570.

- 以上に述べたごとく、ワグナーの財政均衡の実質的見解も、本質的には家計: 的均衡の維持ということであつた。「いかなる場合においても赤字は財政経済 の憂うべき徴候であつた。」財政を家計と規定することは、今日多くの反論を 受けつつなを有力な見解である。少くとも国家が生産手段を所有せず、国家生 活の維持について租税を財政収入獲得の手段とするかぎり財政の家計性は維持 されねばならぬであろう。しかしワグナーは財政の均衡を家計的均衡と述べた にもかかわらず、またその形式的・実質的均衡の内容を家計的立場から論じた にもかかわらず,財政に生産者の主体を附与したことは一見矛盾しているごと くみえる。しかしワグナーにおいては、国家給付の遂行する生産がいかほどの 附加価値となるかという角度から論じたものではない。司法・行政・国防・文 化・厚生の国家諸活動はただ国民経済を外敵より防ぎ、国内の暴力の破壊より 守り、国内不安の発生を予防することにおいて生産的なのである。かくて認め られる国家経費の生産性は、実に国民経済における生産条件を保護しそれを整 備することにあつたといいうるであろう。もし「生産性とは特定の社会的・経済・ 的体制の思想と制度とを反映する主観的な概念である」とみるならば普仏戦争 をへてドイツ帝国に統一した1871年以後の新興国ドイツにおいては、国家の優 位性を生産的とみることが是認されるかもしれぬ。

ともあれワグナーの財政均衡論そのものをみる限り,家計的均衡の視点は財政政策の内容を構成するものとして認められるであろう。ワグナーが財政の均衡をはかるため,理論的基礎を与えたものは,経費の効果からみた経常費・臨時費の区別であつた。この効果の持続性の実際的判定は極めて難しい。しかし少くとも,他の基準による経費分類によつては巨視的現象としての財政均衡は説明がつきえないであろうと思うところに,理論的有効性がある。財政は収入と支出の二面をもつが,この二者を媒介する理論的根拠は,財政の政治的性質を顧みれば極めて薄弱な内容しかもたない。しかしワグナーは多くの問題を含みながらも均衡財政に国民経済的考慮を示したことは注目されてよいであろう。ただ均衡の絶対的規模をいかに決定づけるかはさらに多面的考察を必要とする。 (33.9.15)

⁽²⁴⁾ ステツトナー; 前掲書 p. 93.